別表十七⑴の記載要領等第四号㈠中「「対象純支払利子等の額の合計額から対象純受取利子等の額の合計額を控除した残額　⑷」」を「「対象純支払利子等の額の合計額から対象純受取利子等の額の合計額を控除した残額　⑼」」に改め、同号㈡中「「調整所得金額の合計額から調整損失金額の合計額を控除した残額　⑸」」を「「調整所得金額の合計額から調整損失金額の合計額を控除した残額　⑽」」に改め、同第五号中「租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（次号及び第７号において「令和２年旧措置法」という。）」に改め、同第六号中「「対象支払利子等合計額　⑻」」を「「対象支払利子等合計額　⒀」」に、「租税特別措置法」を「令和２年旧措置法」に改め、同第七号中「「控除対象受取利子等合計額　⑼」」を「「控除対象受取利子等合計額　⒁」」に、「租税特別措置法」を「令和２年旧措置法」に改める。

別表十七⑴の⑴の表を次のように改める。